

令和4年第6回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年6月20日(月) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番	岡 森 喜与一
2 番	山 本 長 栄
3 番	松ノ木 睦 男
4 番	新 田 善 男
5 番	舛 澤 誠 一
6 番	細 川 仁
7 番	堂 屋 剛
8 番	木 村 正 美
9 番	山 崎 忍
10 番	八丁野 よし子
11 番	坂 下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫 石	藤 村 博 志
雫 石	福 崎 公 博
雫 石	徳 田 雅 博
雫 石	田 村 國 彦
御 所	吉 田 光 彦
御 所	米 澤 晃
御 所	川 口 英 敏
御 所	細 川 健 一
西 山	高 橋 浩 之
西 山	柿 木 一 明
西 山	山 田 裕 明
西 山	松 本 光 正
御明神	伊 藤 庄 一
御明神	夷 森 和 人
御明神	砂 壁 純 也

4 欠席した委員

推進委員 御明神 南野 久晃、御明神 木村 久雄

5 議案

第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について

第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第5号 適用外証明願に対する可否決定について

第6号 令和4年度雫石町農業委員会活動計画について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上村 光俊、係長 高橋 恵、主任 四ツ家 広衣

開会時刻 午後2時00分

議 長 只今から令和4年第6回雫石町農業委員会総会を開会します。
本日の出席議員は農業委員11名、推進委員15名、計26名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立します。
会務報告を行います。事務局から説明をお願いします。

上村局長 (資料に基づき説明)

議 長 事務局から報告がありました。確認したい事などはございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで会務報告を終わります。
それでは、本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りします。本件は、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会議録署名人には、10番 八丁野よし子委員、11番 坂下千枝子委員、書記には、事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名します。

議 長 次に、報告第1号から報告第3号まで一括で行います。事務局の説明をお願いします。

高橋係長 (資料に基づき説明)

議 長 事務局から報告がありました。これに質問などございませんか。

(なし)

議 長 なければこれで報告第1号から第3号を終わります。
次に、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定を議題とします。
事務局の説明を求めます。

四ツ家主任

ただいま上程されました議案の内容について説明いたします。

番号1 ○○が所有する畑1筆、面積617㎡について、農地転用許可後の事業計画の変更申請が提出されたので、意見の決定を求めるものです。

場所は参考資料の1ページにあります『5条:○○・○○』となっている所で、○○から南西へ約300m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の10～13ページをご覧ください。

本件は○○のため平成25年10月15日付けで農地法第5条の許可を受けたものですが、事業未実施で完了されておらず、承継者の○○さんが、○○として利用するよう計画を変更するものです。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑の前に、現地確認報告を木村委員にお願いします。

8番 木村委員

6月15日に、私、松ノ木委員、細川推進委員、山田推進委員の1班4名と事務局で現地を確認して来ました。

番号1について、ご報告いたします。

只今、事務局から説明があったように○○から線路に向かって300m下がっていくより○○の後ろと言った方が分かりやすいと思います。

道路からは見づらい場所にあります。

現地を確認したところ、申請箇所は、空き家物件であったため雑草が生い茂っている状況ではありましたが農地転用には支障をきたすものではなく、周辺には農地もないため、問題ないものと思われま

す。なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告といたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見はございませんか。

(なし)

議 長

なければ、これで質疑を終結し、採決に入ります。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

- 議 長 全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定しました。
次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 四ッ家主任 ただいま上程されました議案の内容について説明いたします。
番号1、〇〇が所有する畑2筆、面積計386㎡について、〇〇を新築しようとするものです。
場所は参考資料の1ページにあります『4条：〇〇』となっている所で、〇〇から北へ約100m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の14～18ページをご覧ください。
本件は、〇〇が所有する農地に〇〇を新築する計画ですが、計画面積も妥当であり、都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから許可基準を満たしているものと思われまます。以上で説明を終わります。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑の前に、現地確認報告を細川推進委員にお願いします。
- 細川推進委員 番号1についてご報告いたします。
申請地は適切に保全管理され、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ましたので問題ないものと思われまます。
なお、事前着工はありませんでした。
以上で報告といたします。
- 議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見はございませんか。

(なし)
- 議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めまます。
- 委 員 「全員挙手」
- 議 長 全員挙手ですので、議案第2号は、原案のとおり決定しました。
次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定を議題とします。
事務局の説明を求めまます。

四ッ家主任

ただいま上程されました議案の内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田1筆、面積847㎡について、〇〇のため、〇〇と使用貸借しようとするものです。

場所は参考資料の1ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇から南西へ約50m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の20～26ページをご覧ください。

本件は、息子である〇〇さんが父の〇〇さんが所有する農地に〇〇を新築する計画ですが、農振農用地区域であったことから、農林課において5月17日に農振除外をし、農振除外後は計画地の300m以内に保育所等の公共・公益的施設があることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから農地転用許可基準を満たしているものと思われま

す。以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑の前に、現地確認報告を山田推進委員にお願いします。

山田推進委員

番号1についてご報告いたします。

申請地は〇〇氏宅の隣地となりますが、適切に保全管理され、かつ集落接続している場所であり、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断して来ましたので問題ないものと思われま

す。なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告といたします。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めま

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手ですので、議案第3号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定を議題とします。本案件は、番号1と番号2が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当しますので、これに該当しない案件と分割して審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声

議長

異議なしと認め、分割して審議します。
初めに番号3と番号4を審議します。
事務局の説明を求めます。

四ッ家主任

ただいま上程されました議案の内容について説明いたします。
番号3、〇〇が所有する、田1筆、面積1,060㎡について、〇〇と、
番号4、〇〇が所有する、畑3筆、面積計57,056㎡について、〇〇
と新規に利用権を設定するものです。
こちらの案件につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。
以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければ、これで質疑を終結し、採決に入ります。
番号3と番号4について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を
求めます

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手ですので、ただいまの議案は原案のとおり決定しました。
次に、番号1と番号2を審議します。
この案件については、〇〇委員に関する事項があることから、農業
委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できま
せんのでこの議案の審議が終結するまで退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

四ッ家主任

番号1、〇〇が所有する、畑1筆、面積4,200㎡、
番号2、〇〇が所有する、畑1筆、面積210㎡について〇〇とそれ
ぞれ新規に利用権を設定するものです。
こちらの案件につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3
項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

8 番 木村委員 賃借料の関係で、総額 19,000 円と書いていますが、10a あたりに直すといくらになりますか。

四ツ家主任 今回 10a あたりの賃借料ではなく、大豆の転作交付金の半分の額で契約になっております。

上村局長 計算したところ、番号 1 と番号 2 はどちらも 4,500 円ぐらいになるようでした。

川口推進委員 対象期間が 1 年となっていますが、何か特別な事情があるのでしょうか。

四ツ家主任 ○○さんが今後農地の拡大をさらにする予定なのですが、現在ご自身の経済的な理由から今年は 4,200 m²と 210 m²を借りて利益を得られたら、来年、面積を倍に増やして借りるという契約でした。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議 長 なければ、これで質疑を終結し、採決に入ります。
番号 1 と番号 2 について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手ですので、ただいまの議案は原案のとおり決定しました。

(○○委員 着席)

議 長 次に、議案第 5 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定を議題とします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主任 ただいま上程されました議案の内容について説明いたします。
番号 1、願出人は所有者の○○、願出の土地は、畑 1 筆、面積 955 m²です。

場所は参考資料の 1 ページにあります『適用外：○○』となっている

所で、〇〇から北西へ約 500m 向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の 28～30 ページをご覧ください。

非農地となった事由は、農地法の手続きが必要な土地とは知らず、隣地所有者が居宅等を建築する際に工事用資材置き場、石材、木材加工場所として整地使用し、工事完了後も資材置場として利用されてきたとのことです。

なお、現地は資材置場として仮設物置が設置され、石造りの庭園として利用されている状態でした。

以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を 19 ページに添えておりますが、非農地となってから 20 年以上経過し、農地に復旧することは困難であり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地ではないと思われま

す。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑の前に、現地確認報告を松ノ木委員にお願いします。

3 番 松ノ木委員

番号 1 についてご報告いたします。

申請地を確認しましたが、事務局からの説明のとおり土地に石が大量に投入されており、現在の状況となってから 20 年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。

以上で報告といたします。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければ、これで質疑を終結し、採決に入ります。

議案第 5 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、願い出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手ですので、議案第 5 号は証明することに決定しました。

次に、議案第 6 号、令和 4 年度雫石町農業委員会活動計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ッ家主任

ただいま上程されました議案の内容について説明いたします。

別冊の議案第 6 号「令和 4 年度雫石町農業委員会活動計画」をご覧ください。

令和4年度の目標設定について説明いたします。

I 農業委員会の状況について、

1の農業委員会の現在の体制は記載のとおりでございます。

2の農家・農地等の概要については、2020年農林業センサスの調査結果情報から転記させていただきました。

II 最適化活動の目標について

まず初めに今年度より、農業委員会の活動についての目標・計画は「成果目標」と「活動目標」の2本立てで目標設定をすることとなりました。

また、成果目標に関しましては農業委員、推進委員個々の目標の積み上げを農業委員会の目標とする旨の通知がございましたので、人数で割り替えて端数が生じておりますことをはじめに申し添えます。

1 最適化活動の成果目標

①の現状及び課題でございますが、こちらに関しましては記載のとおりでございます。

②の目標でございますが、目標については、農業委員会では、令和7年度終了までに集積率80%の4,800haを目標としていることから単年度当たりの目標は262haとするところですが、昨年度まで岩手県が設定している目標に合わせていたため、今年度も集積の目標は100haとします。

(2) 遊休農地の解消でございます。

①の現状及び課題でございますが、こちらに関しましては記載のとおりでございます。

②目標でございますが、今年度緑区分の遊休農地に関しましては今後5年かけて解消していくこと。

前年度に新たに発生した緑区分の遊休農地は次年度すべて解消するという方向性が国から示されました。

したがって緑区分の遊休農地 $11 \div 5 \text{年} = 2.2 \text{ha}$ を目標にさせていただきます。小数点以下切り捨て表示となっております。

黄色区分の遊休農地に関しましては、記載のとおりでございます。

(3) 新規参入の促進でございます。

①の現状及び課題でございますが、記載のとおりでございます。

②の目標設定でございますが、過去3年の新規参入面積の平均の1割以上を目標面積とする旨が示されましたので、今年度の目標面積は16.25haとしました。

2 最適化活動の活動目標

今年度の一人当たりの月の活動日数目標が10日程度と示されたため、10日を目標に設定させていただきました。また、活動強化月間等に関しましては、6月7月に農地利用状況調査、11月から2月にかけて人農地プラン懇談会が予定されておりますので、そちらに参加することを目標に設定させていただいております。

3 新規参入相談会への参加目標

こちらに関しましては8月と1月に『新農業人フェア in いわて』という新規参入者向けの相談会が年2回開催されており、農業委員、推進委員から参加する方を募らせていただきたいと思います。

以上で令和4年度の目標設定の説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければ、これで質疑を終結し、採決に入ります。
議案第6号、令和4年度雫石町農業委員会活動計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手ですので、議案第6号は、原案のとおり決定しました。
以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。これをもちまして本日の会議を閉会します。大変ご苦労さまでございました。

閉会時刻 午後2時37分

以上が令和4年6月20日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 4 年 6 月 20 日 開催

議長 会長

議事録署名人 10 番

11 番
